

道路整備事業に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書

道路は、地域経済や社会活動を支えるとともに、住民の安全・安心を確保し、地域活性化や観光促進においても寄与し、企業立地など新たな都市の成長をもたらすストック効果も期待される重要な社会資本である。

現在、道路事業においては「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（道路財特法）の規定に基づき、地域高規格道路や交付金事業の補助率等が55%まで嵩上げされているが、この規定は平成29年度までの時限措置となっている。

本市では、地方創生に全力を挙げて取り組んでおり、交流人口の増加や地域経済の発展を支える道路整備を県と共に進めているが、この時期における補助率等の低減は、地方創生の深化に大きな足かせとなり、活力の低下を招きかねないことから、来年度以降も迅速かつ着実な道路整備事業の推進により、地域の活性化を図る必要がある。

よって、国におかれては、道路財特法の補助率等の嵩上げ措置について、平成30年度以降も継続するとともに、道路関係予算の総額を安定的・継続的に確保することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月28日

岐阜県土岐市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣 あて